〃	第三十九回	十一億円	百四円十五銭
〃	〃	八十億円	百四円四十銭
〃	第四十一回	十五億円	百四円五十銭
〃	第四十三回	三十億円	百三円六十銭
〃	〃	四十億円	百三円六十五銭
〃	〃	三十億円	百三円七十五銭
〃	〃	百億円	百三円七十八銭
〃	〃	五十億円	百三円七十九銭
〃	〃	五十億円	百三円八十四銭
〃	〃	十億円	百三円八十八銭
〃	〃	三十一億円	百三円八十九銭
合計		千一億円	

○財務省告示第九十号

国債証券買入銷却法（明治三十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十七年二月二十四日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十七年三月二十七日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・十年）	第七回	八億円	百三円八十銭
〃	〃	二億円	百四円十五銭
〃	第八回	四億円	百五円九銭
〃	第九回	十億円	百五円四十五銭
〃	第十回	二億円	百六円八十九銭
〃	第十二回	一億円	百八円四十九銭
〃	第十四回	一億円	百九円四十五銭
合計		二十八億円	

○財務省告示第九十一号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八条の規定に基づき、財務省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成二十二年三月財務省告示第九十一号）の全部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十七日

財務大臣　麻生　太郎

財務省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン

―目次―

1．目的【法第１条関係】
2．用語の定義【法第２条関係】
　①　個人情報
　②　個人情報データベース等
　③　個人データ
　④　個人情報取扱事業者
　⑤　本人
　⑥　保有個人データ
　⑦　公表
　⑧　本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）
　⑨　本人が容易に知り得る状態
　⑩　本人に通知
　⑪　（個人データ又は保有個人データの）提供
　⑫　本人の同意
　⑬　個人情報保護管理者
3．このガイドラインの適用対象者の範囲
4．個人情報の利用目的に関する義務
　⑴　利用目的の特定【法第15条第１項関係】
　⑵　利用目的の変更【法第15条第２項・法第18条第３項関係】
　⑶　利用目的による制限【法第16条第１項関係】
　⑷　利用目的による制限（事業承継の場合）【法第16条第２項関係】
　⑸　利用目的による制限の例外【法第16条第３項関係】
5．個人情報の取得に関する義務
　⑴　適正な取得【法第17条関係】
　⑵　取得時の利用目的の通知又は公表【法第18条第１項関係】
　⑶　書面等による直接取得時の利用目的の明示【法第18条第２項関係】
　⑷　利用目的の通知等をしなくてよい場合【法第18条第４項関係】
6．個人データの管理に関する義務
　⑴　データ内容の正確性の確保【法第19条関係】
　⑵　安全管理措置【法第20条関係】
　⑶　従業者の監督【法第21条関係】
　⑷　委託先の監督【法第22条関係】
7．個人データの第三者提供に関する義務
　⑴　第三者提供の制限に関する原則【法第23条第１項関係】
　⑵　第三者提供の制限に関する例外【法第23条第１項関係】
　⑶　いわゆる「オプトアウト」【法第23条第２項・第３項関係】
　⑷　「第三者」に該当しないもの【法第23条第４項・第５項関係】
8．保有個人データの開示等に関する義務
　⑴　保有個人データに関する事項の公表等【法第24条関係】
　⑵　保有個人データの開示【法第25条関係】
　⑶　保有個人データの訂正等【法第26条関係】
　⑷　保有個人データの利用停止等【法第27条関係】
　⑸　理由の説明【法第28条関係】
　⑹　開示等の求めに応じる手続【法第29条関係】
　⑺　手数料【法第30条関係】
9．苦情処理に関する義務【法第31条関係】